

1. 事業目的と概要

神戸市では、市民の多様なキャリア選択を応援し神戸経済の持続的成長を促すため、起業家(スタートアップ)のエコシステム構築を進めている。また、重厚長大産業の名残もあり、専業主婦率が政令指定都市内でも高いが、近年ではIT技術などの発展によりライフステージに合わせて様々なキャリア選択が可能となっている。

本事業では、その一環として、多様なキャリアの1つとしての起業に関心がある女性が、ロールモデルとなる先輩起業家や仲間と出会う機会を提供する。また、起業予定及び起業家に関しても、互いに相談し合い、高めあえるコミュニティの形成を目指す。それらを既存の起業支援機関及び市内のスタートアップ等の様々なステークホルダーとも連携することで、多くの方に機会を提供し、まち全体で女性の起業家をサポートする仕組みを構築する。

2. 委託契約期間

契約締結日から令和6年3月31日までとする。

3. 事業内容

(1) 前提条件

- ・ 神戸市内の女性起業関心層と起業家に対し、それぞれのニーズを聴取しながら、必要な知見や情報の提供、交流機会の創出、コミュニティの形成を目的とした企画運営業務を本委託事業として行う。
- ・ 神戸市男女共同参画センター(あすてっぷコワーキング)や神戸産業振興財団の無料相談含む支援策や、民間事業者による支援策と協働し、まち全体で女性の起業や多様なキャリアを後押しする。

(2) ターゲット

本事業のターゲットは、下記に定める通り、起業に関心のある層と起業家層である。ターゲットに届けるために起業家にとってのメンターとなる存在や、その他支援策を行なうステークホルダーとの協働するものとする。

① 起業関心層

起業に興味を持っているが起業に関する知識やマインドセットを新たに得る必要がある層。また、行動したいが仲間・知識・ロールモデルとの出会いが不足しているがゆえに行動が止まっている、アイデアがない、アイデアはあるが起業の仕方がわからない、起業も含めたキャリアを検討したい層を対象と想定する。

② 起業済み層

主に起業直後～5年目ごろを対象とするが、さらなる事業の成長を目指す層であればこの限りではない。ともに高めあえる仲間や、経営に関するアドバイスをもらえるメンターを求めている層を本事業の対象と想定する。

(3) 事業目的

- ・ 起業関心層向けには、ロールモデルとなる先輩起業家や同じ関心を持つ仲間と出会い、起業のリアルを知ることを通じ、起業という選択肢を含めた主体的なキャリア選択を促す。また、神戸産業振興財団や男女共同参画推進センターなどの施設と連携して相談の機会や多様なキャリア選択の機会を提供する。
- ・ 起業済み層向けには、事業のブラッシュアップ及び共に高めあえる仲間や先輩起業家、経営面での相談が

できるメンターとの接点の創出などを行なう。

- ・ 神戸や関西内にある様々な支援策を可視化し、相互の施策紹介の実施等により連携することで、まち全体で起業家・挑戦者を後押しする仕組みの構築を行なう。
- ・ 本事業の運営事業者は、下記「(7) 具体業務内容」に記載する①から⑦の内容に加え、事業内で得た声やニーズも活かし、神戸市との協議の上、臨機応変に企画・運営、効果測定、業務の改善等を行う。

(4) 事業 KPI

・ イベント・プログラム参加者数のべ 100 名

本事業で開催するイベントやプログラムで、合計 100 名の起業関心層や起業済み層が参加することを目指す。のべ 100 名、実数でも 50 名以上を想定。

・ 令和 5 年度事業参加者及び本年度事業参加者のコミュニティ形成 100 名

令和 5 年度事業の参加者 30 名及び本年度事業参加者、支援者を含むコミュニティを形成する。

(5) 事業実施における前提（活用できるリソース）

- ・ 本事業は令和 5 年度「女性の起業環境整備事業」の運営を引き継ぐものとし、令和 5 年度に構築済みの下記リソースも、活用するものとする。
 - WEB サイト (<https://s-wingkobe.com/>)
 - オンラインコミュニティ用の Slack、Instagram などの SNS やツール
 - Slack 参加者（オンラインコミュニティメンバー）や令和 5 年度に実施したプログラムの参加者
 - その他令和 5 年度に関係を構築した支援機関等とのネットワーク

(6) スケジュール（予定）

7 月～8 月	: 起業・経営基礎講座の開催
9 月～10 月	: 起業関心層向けのプログラムの実施（平日コース／週末コース）
11 月～翌 2 月	: 上記プログラム修了者・起業済み層向けのプログラムの実施
3 月末	: 業務完了届・業務報告書の提出

(7) 具体業務内容

① 事業広報

- ・ 本事業の受託事業者は、下記の業務を実施するにあたり、神戸市内の女性起業関心層と起業家に広く本事業に関する情報を届けることを目的に、Google 等検索エンジンや Facebook、Instagram 等 SNS への広告出稿、駅や市街地での OOH 広告等による効果的なプロモーションを実施すること。
- ・ 具体的な広報媒体、手法については提案者による提案事項とする。

② 起業・経営基礎講座（30～50 名規模）

- ・ 国内外における女性の起業に関する豊富な知見を持つ有識者、投資家や起業家等を講師として迎え、起業関心層・起業済み層向けに、起業にあたり必要な基礎的な経営知識、心構え、スキルを習得することができる講座を全 3 回開催すること。
- ・ 参加者が自身の興味・関心に合ったテーマの回に単発で参加することができるよう、回ごとに参加者を募集する。
- ・ 講座はリアル（オフライン）で開催し、オンラインで配信も実施するハイブリッド開催とする。オンライ

ンでの参加者も含め、各回 30～50 名程度の参加を想定する。

- ・ 講座の内容および講師は神戸市と協議の上、決定すること。
- ・ 講師への謝礼支払いを含む、調整、企画、実行を行なうこと。
- ・ 参加者へ後述⑤のオンラインコミュニティへの参加を促し、定期的に支援情報などを提供すること。

③ 起業関心層向けのプログラム（20名規模×2コース）

- ・ 起業に関心がある層向けに、講義およびグループメンタリングを受けられるプログラムを実施すること。
- ・ 講義は、起業に関する心構えや基礎知識、ビジネスアイデアのブラッシュアップ手法等の内容を含むものとし、グループメンタリングにおいて各参加者の進捗に応じた支援を行うことを想定する。
- ・ 講義は神戸市内の会場にて対面開催、グループメンタリングはオンラインでの実施を想定する。講義は全3回とし、グループメンタリングの回数、頻度および具体的な実施方法は提案者による提案事項とする。講義・グループメンタリングともに、参加者同士のインタラクティブなコミュニケーションを生む工夫を行うこと。
- ・ 本プログラムは平日開催と週末開催の2コースを開講し、各コース20名、合計40名規模とする。
- ・ 講義の内容および登壇者・メンターは神戸市と協議の上、決定すること。
- ・ 登壇者やメンターへの謝礼支払いを含む、調整、企画、実行を行なうこと。
- ・ 参加者へ後述⑤のオンラインコミュニティへの参加を促し、定期的に支援情報などを提供すること。

④ 起業済み層向けのプログラム（10名規模）

- ・ ③のプログラム修了者およびすでに起業済の起業家向けに、ワークショップおよびメンターからの個別メンタリングを受けられるプログラムを実施すること。
- ・ ワークショップは、複数の先輩起業家を招聘して起業から現在に至るまでの経験談を共有してもらい座談会や、プログラム参加者同士がそれぞれの事業で抱える課題を共有し相互に助言する会など、参加者が横のつながりをつくりながら、それぞれの事業の成功に向けて高め合っていく一助となるものを想定する。
- ・ 個別メンタリングは、起業や経営に知見のある有識者・経営者をメンターとし、参加者がそれぞれ個別に相談できるものとする。
- ・ ワークショップは神戸市内での対面開催とし、個別メンタリングはオンラインでの実施を想定する。ワークショップは1回以上、個別メンタリングは1参加者あたり3回以上開催することとし、具体的な回数や頻度は提案者による提案事項とする。
- ・ ワークショップの内容および登壇者・メンターは神戸市と協議の上、決定すること。
- ・ メンターへの謝礼を含む、調整、企画、実行を行なうこと。
- ・ 参加者へ後述⑤のオンラインコミュニティへの参加を促し、定期的に支援情報などを提供すること。

⑤ オンラインコミュニティの管理・運営

- ・ 令和5年度事業の参加者及び本年度事業参加者への連絡ツール及び情報共有ツールとして、Slackによるオンラインコミュニティを運営すること。
- ・ 支援対象者や支援者、先輩起業家が参加し、互いに交流できる場をオンライン上で提供する。
- ・ コミュニティ参加者が活発に交流できる工夫を行うこと。例えば、定期的なオンライン勉強会や参加者同士の事業アイデア壁打ち会の実施等を想定している。

- ・ コミュニティ参加者には自己紹介の実施など積極的な関与を促し、新規参加時など必要に応じて個別でのフォロー連絡も実施すること。
- ・ オンラインコミュニティのルールを定め、禁止行為を確認した場合は、神戸市と協議の上対応すること。

⑥ 市内の支援機関との連携・既存の支援プログラムの把握・情報発信

- ・ 年2回以上、支援機関の担当者同士の情報共有、互いの施策や課題の把握などを目的とした機会を設けること。開催方法（対面開催、オンライン等）は問わない。
- ・ 上記の情報共有機会等を活用してネットワークを構築し、支援対象者を相互に紹介する等により、まち全体で起業家・挑戦者をサポートする仕組みを構築すること。
- ・ 神戸市内の起業支援機関が行う各種プログラムや施策について、広く情報収集を行い、その情報をオンラインコミュニティ（Slack）やSNS（Instagram）で発信すること。
- ・ 本事業の概要説明、募集中のイベント情報、各種SNSへのリンクを掲載したウェブサイトの更新・維持・管理・運用を実施すること。

⑦ 女性起業家や関心層からの意見聴取と事業効果の測定

- ・ 本事業のイベントやプログラム参加者を対象にアンケートを実施し、参加者・支援対象者のニーズや起業準備段階を把握すること。
- ・ 聴取する項目は、参加者の所属（学生の場合は学年も）、起業への関心度合い、求めている支援内容、起業家の場合は事業名・法人名及び形態（個人事業届もしくは法人）、設立年月などを想定する。また、本事業の年度末にも、その参加者の心境や状況の変化などをアンケートで取得すること。

上記①～⑦を行なう上で、いずれの項目においても、神戸市は、受託者による代替案や追加提案を受け付ける。

4. 業務報告書について

(1) 業務報告書(電子データでの提出とします)

① 業務の着手時に提出する書類(契約締結後、3週間を目途に提出することとします)

- | | |
|-----------|----|
| ・ 業務工程表 | 1部 |
| ・ 業務実施体制図 | 1部 |
| ・ 業務計画書 | 1部 |

② 業務の完了時に提出する書類(令和7年3月末日提出)

- | | |
|--------------------------------------|----|
| ・ 業務完了届 | 1部 |
| ・ 業務報告書 | 1部 |
| イベント・プログラム実施結果、参加者概要、連携した支援者のリスト等を含む | |
| ・ その他、業務によって得られた資料一式 | 1部 |

(2) 検収

神戸市は、納期までに納品を受けた業務委託書について確認を行う。神戸市から、受託者に対し修正等の指示があった場合は速やかに対応することとする。

納品場所：神戸市経済観光局新産業創造課

5. 委託料(上限)

8,500,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

6. その他の事項

(1) 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、業務全体を統率する業務遂行責任者をおくこと。

(2) 開発環境

設計・開発については、受託者において必要な環境を用意すること。

(3) 進捗管理

本業務実施中は、事業進捗状況を定期的に神戸市に報告するとともに、全体のスケジュール管理や作業工程・実績管理、成果・改善について、定期的(週1回もしくは隔週程度)に開催する進捗確認会議や適宜行う業務に関する打合せにより神戸市との協議調整を行うこと。また、随時、神戸市の求めに応じて本業務にかかる情報を提供すること。

(4) スタートアップ・エコシステム拠点都市の形成

本業務全般を通じて、関西の周辺自治体等との連携を意識して取り組み、神戸市の要請に応じて、「大阪・京都・ひょうご神戸コンソーシアム」を含む自治体との連携協議に神戸市とともに対応すること。

(5) 再委託について

原則として、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、市の承諾を得たときは、この限りではない。

(6) ウェブ媒体の管理権限

- ① 受託者が本業務の遂行のために作成・運用する SNS や WEB サイトなどの媒体について、神戸市が本事業を令和7年4月以降も継続実施する場合、受託者は当該媒体の管理に係るすべての権限を神戸市が指定する事業者へ譲渡すること。
- ② 「神戸市セキュリティポリシー」および「神戸市ホームページ作成ガイドライン」(いずれも神戸市ホームページ掲載)を遵守すること。
- ③ WEB サイトに関して、本業務の契約履行期間の満了後も本市が使用したドメインを他社が取得し、利用されることのないよう、契約履行期間の満了後、1年間はドメインの権利を維持し、ドメインを廃止する際は本市に事前に通告すること。なお、ドメインの権利維持にかかる契約が別途必要な場合は、契約履行期間の満了までに本市と協議すること。

(7) 著作権の帰属

- ① 本業務の履行により成果物が作成されたときは、成果物に係る受託者の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利をいう。)、所有権その他の権利(以下「著作権等」という。)は、神戸市に帰属、若しくは受託者は神戸市に譲渡する。
- ② 受託者は、神戸市が必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、神戸市の行為に対し、著作者人格権を行使しない。
- ③ 受託者は、神戸市に対し、成果物が第三者の著作権等を侵害していないことを保証しなければならない。
- ④ 受託者の成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から成果物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受託者は、神戸市に生じた損害を賠償しなければならない。

(8) 秘密の遵守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(9) 仕様変更

受託者は、本仕様書の変更の場合には、あらかじめ市と協議のうえ、承認を得ることとする。

(10) 記載外事項

本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については市と受託者とが協議して定めるものとする。

(11) 帳簿等の保管

委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備し、本業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する年度の終了後5年間これを保存しておかなければならない。

(12) 第三者の権利侵害

受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

以上